

外構工事エリアは関係者以外立ち入り禁止です

【作業間の調整は元請けの義務、立ち入り禁止は施工会社の義務】



打ち合わせで当日の通路は
指示していますが

ここを通り抜けようとする
人が後を絶ちません

元請けは調整したとおりに対策が実行されるように、施工会社は関係者以外が立ち入らないように、お互いが実行しなければなりません



法的根拠

安衛法(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第30条

1. 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

■その2項 元請けは作業間の連絡及び調整を行うこと

第29条

1. 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

■その3項 指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る
作業従事者は、当該指示に従わなければならない

第31条の3の要約(R7年5月に改正され一人親方も対象に)

複数の事業者が混在して機械作業を行う場所では、元方事業者は、自社の労働者だけでなく、他社の作業員や個人事業主を含む『現場にいる全ての人の労働災害』を防ぐための対策を講じなければならない

打ち合わせで元請けが、今日はここが通路でここが立入禁止と指示を行ったら、各社(1次以降すべて)の職長は、通路と立入禁止を守らせる、及び建設機械を使用する会社の職長は関係者以外を立ち入らせない。